

B型肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟の経緯について

【先行訴訟】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円（慰謝料500万円 + 弁護士費用50万円）を支払った。



【現在係争中の訴訟】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で約2000名以上の方が国を提訴中。
- 平成22年3月12日（札幌地裁）に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日（札幌地裁）に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方（所見）が提示され、それについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、与野党から一定の理解を得て「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

基本合意書について

基 本 合 意 書

集団予防接種等(予防接種及びツベルクリン反応検査)の実施に際し、注射器等(注射針及び注射管等。以下同じ)の連続使用が行われたことにより、多数の被接種者にB型肝炎ウイルス感染の危険が生じ、国がその被害の発生・拡大を防止しなかったことにより、数十万人とも推計される方々に感染被害が生じた。これにより、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。また、感染による偏見・差別を受けたり、経済的負担を余儀なくされている方々も多數いる。

この感染被害について、国が損害賠償責任を負うべき場合のあることは、最高裁判所平成18年6月16日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、多くの感染被害者及びその遺族の方々は、この判決を受けて国が広く救済措置を講ずることを期待していたが、国は、この判決は、5名の被害者に係るものであり、必ずしも全ての事案を解決する一般的な基準とはならないと考えた。このため、感染被害者及びその遺族の方々に対する救済措置が講じられなかったことから、全国の感染被害者及びその遺族が、紛争の全体的解決を求めて新たに国家賠償請求訴訟を提起し、現在、全国10地裁に別紙訴訟事件目録(1)及び(2)記載の各訴訟事件が係属している。

上記各訴訟事件については、平成22年5月以降、裁判所の仲介の下、和解による解決へ向けた協議が進められてきたが、平成23年1月11日及び同年4月19日に札幌地方裁判所から所見(「基本合意書(案)」)が提示され、当事者双方は、本件を早期かつ全体的に解決する観点から、これらをいずれも受諾した。

こうした経緯を踏まえ、上記各訴訟事件に係る全国B型肝炎訴訟原告団・同弁護団と国(厚生労働大臣)は、同訴訟事件及び今後係属することのある同種訴訟に係る紛争を和解により解決するべく、そのための基本的事項につき、以下のとおり合意する。

第1 責任と謝罪

国(厚生労働大臣)は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心から謝罪する。

厚生労働省ホームページのB型肝炎訴訟に関するページ

ひとくらし、みらいのために
かたはま開拓せぬ口 あらまき同サトマツカタカロード サラダ野菜ソムリエ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 Q 誰でも話せる

ご意見募集やパブリックコメントは

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 総合情報・白書 所管の法令等 申請

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 慢性肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟について～B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されました～

慢性肝炎訴訟は、幼少期に受けた集団予防接種等の際に、注射器が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに感染したとされる方。が、国に対して損害賠償を求める集団訴訟について、裁判所の仲介の下で和解協議を進められた結果、平成23年6月に、国と原告との間で「基本合意書」を締結し、基本的な合意がなされました。

今後提訴される方々への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の構造に対し、法に基づき給付金等が支給されます。

給付の仕組みの概要

(1) 対象者

対象者の認定については、裁判所による和解手続きによって行います。対象者は、7歳になるまでの間ににおける集団予防接種等(昭和20年から昭和63年までの間に該する)の際に、B型肝炎ウイルスに感染した方及びその方から母子感染した方にわらの方の相続人を含む)になります。

(2) 給付金等の支給とその額

上記(1)の対象者又はその相続人の方は、確定判決又は和解調書等を社会保険診療報酬支払基金に提出し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を請求します。特定B型肝炎給付金の額は以下のとおりです。

訴訟についてのお問い合わせはこちら

→ 厚生労働省 電話相談窓口
03-3595-2252(9時～17時。年末年始を除く平日。)

給付金等の請求手続きに関するお問い合わせはこちら

→ 社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口
0120-918-027(9時～17時。年末年始を除く平日。)

関係法令

- ⇒ [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 \[181KB\] 1月24日](#)
- ⇒ [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令 \[84KB\] 1月24日](#)
- ⇒ [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則 \[71KB\] 1月24日](#)
- ⇒ [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 \[469KB\] 1月24日](#)

関係資料

- ⇒ [法の概要 \[218KB\] 1月24日](#)
- ⇒ [内閣総理大臣の談話\(平成23年6月28日\) \[99KB\]](#)
- ⇒ [厚生労働大臣の談話\(平成23年6月28日\) \[99KB\]](#)
- ⇒ [政府基本方針\(平成23年6月28日\) \[204KB\]](#)
- ⇒ [「B型肝炎訴訟の全体会議の枠組みに関する基本方針」の閣議決定について\(平成23年7月29日\)](#)
- ⇒ [各種通知 1月24日](#)
- ⇒ [様式集](#)
- ⇒ [各地の弁護団の連絡先\(外部リンク\)](#)
- ⇒ [各市区町村における予防接種台帳の保存状況\(厚生労働省調べ\) \[725KB\]](#)
- ⇒ [肝疾患診療連携拠点病院の一覧\(外部リンク\)](#)
- ⇒ [肝疾患専門医療機関の一覧\(厚生労働省調べ\)全休版 \[2,338KB\]](#)
- ⇒ [【分割版】はこちらから】](#)
- ⇒ [北海道～神奈川県 \[940KB\]](#)
- ⇒ [新潟県～島根県 \[1,107KB\]](#)
- ⇒ [岡山県～鹿児島県 \[999KB\]](#)
- ⇒ [がん診療連携拠点病院の一覧 \[283KB\]](#)
- ⇒ [Q&A](#)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2. の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	
ロ 肝硬変(軽度)	2,500万円	
ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円	
ニ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎		
(i) 現在、慢性肝炎にり患している者 等(※1)	300万円	(※1) 現に慢性肝炎にり患していないが、治療を受けたことのある者
(ii) 過去、慢性肝炎にり患した者のうち、(i)以外の者	150万円	
ホ 無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円	
ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円	

- (2) 訴訟手当金:弁護士費用、検査費用を支給

- (3) 追加給付金:病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額との差額を支給

- (4) 定期検査費等(※2):無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給

- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。

(※2)母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当

- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。

(※3)母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

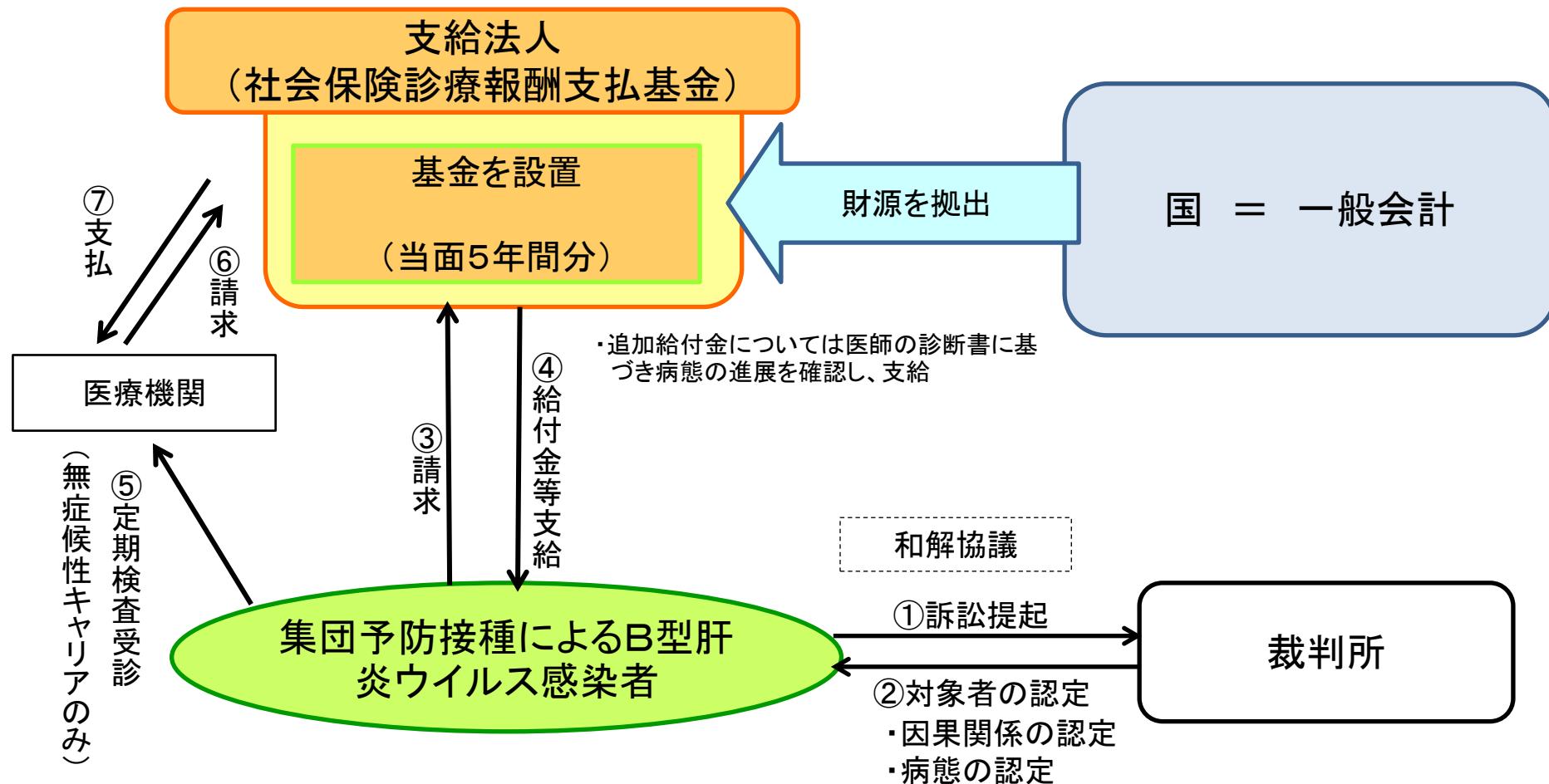
5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

支給スキームのイメージ

○ 支給スキームについて

- ・裁判所によって対象者を認定。
- ・その者の請求に基づき、給付金等を支給。
- ・支給法人(社会保険診療報酬支払基金)に新たに基金を設置し、当該基金から給付金等を支給。



B肝特措法の周知について

配布を予定しているリーフレット

B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されました。

～対象者の方に、法に基づく給付金等が支給されます～

B型肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟は、幼少期に受けた集団予防接種等の際に、注射器が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染したとされる方々が、国に対して損害賠償を求めている集団訴訟です。この訴訟については、裁判所の仲介の下で和解協議を進めた結果、平成23年6月に、国と原告との間で「基本合意書」を締結し、基本的な合意がなされました。

今後提訴をされる方々への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の和解等が成立した方に対し、法に基づく給付金等が支給されます。

給付金等の額

給付金の金額等は以下のとおりです。

■死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
■肝硬変（軽度）	2,500万円
■慢性肝炎	1,250万円（※1）
※1：20年の除斥期間を経過した者については、現在も慢性肝炎の状態にある者等：300万円 現在は治療している者：150万円	
■無症候性キャリア 50万円+定期検査費等（※2）	50万円+定期検査費等（※2）
※2：20年の除斥期間を経過していない者については、600万円	

（注1）「除斥期間」について

「不法行為の時」から20年間を経過すると、「除斥期間」という制度により損害賠償請求権が消滅することとされています（民法724条）。

B型肝炎訴訟では、除斥期間の起算点（「不法行為の時」）については、①無症候性キャリアの方については集団予防接種等を受けた日になりますが、②慢性肝炎を発症した方の起算点は、その症状が発症した日になります。

（注2）除斥期間を経過した無症候性キャリアについて

除斥期間を経過した無症候性キャリアについては、給付金50万円に加え、以下の費用が支給されます（それぞれ回数に上限があります）。

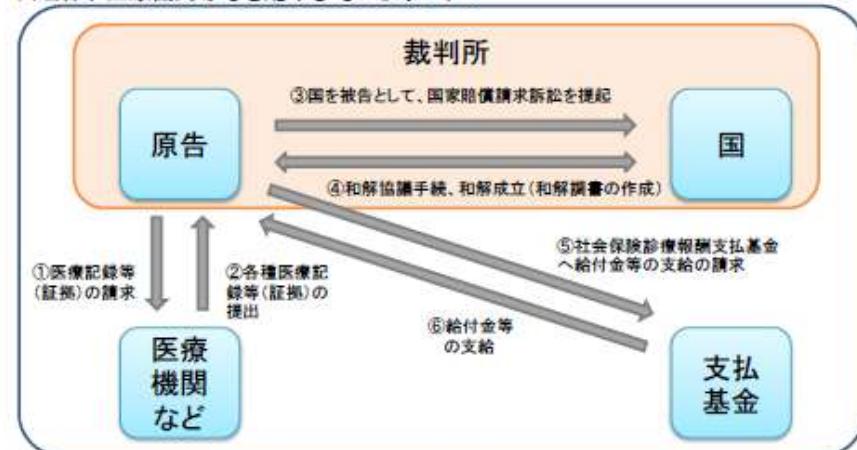
- 定期検査費用（実費、年4回まで）
- 定期検査手当（定期検査1回につき15,000円、年2回まで）
- 母子感染防止のためのワクチン接種などの費用（実費）
- 世帯内家族の感染防止のためのワクチン接種などの費用（実費）

対象者の認定と手続き

対象者の認定は、裁判所による和解協議等によって行います（裏面図参照）。

対象者は、7歳になるまでの間ににおける集団予防接種等（昭和23年から昭和63年までの間に限る）の際の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに持続感染した方及びその方から母子感染した方（これらの方々の相続人を含みます。）になります。

和解協議で提出すべき証拠資料の内容など詳細につきましては、厚生労働省ホームページに掲載している「B型肝炎訴訟の手引き」などをご覧下さい（お住まいの自治体や医療機関等でも配布しています。）。



肝炎ウイルス検査について

B型肝炎ウイルスについては、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含め、様々な感染経路があり、かつ、本人の自覚なしに感染している可能性があります。このため、過去に肝炎ウイルス検査を1回も受けたことがない方については、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けていただくことが望ましいと考えます。

B型肝炎ウイルス検査は、お近くの保健所や医療機関で無料または低額で受けることができます。詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

（参考）肝炎の検査についてのパンフレット（厚生労働省作成）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

厚生労働省では、和解の仕組みを分かりやすくお知らせする「B型肝炎訴訟の手引き」などの関係資料をホームページに掲載しているほか、電話相談窓口を設置しています。

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou/b-kanen/>

【本件に関する照会先】 厚生労働省電話相談窓口
電話 03-3595-2252（年末年始を除く平日9時～17時）

政策対応の請求手続等について

給付金等の請求手続について

- 給付金等は、和解成立後、支払基金に支給の請求をすることにより、支払基金より支払が行われます。
- 支払基金に給付金等の請求を行う際には、所定の様式の請求書とともに、必要な書類を提出する必要があります。
請求に必要な書類、手続については、和解後に送付される書類、または支払基金の相談窓口やホームページでご確認ください。

<政策対応の請求手続等について>

- 除斥期間が経過した無症候性キャリアの方には、給付金50万円に加え、毎年、P16～17に記載した定期検査費等が支払われます。これらの費用の請求に関する取扱いについては、下図の通り、受診時期及び費用の種類により異なります。請求手続の詳細は、支払基金にお問い合わせください。

受診時期	定期検査費	母子感染防止医療費		世帯内感染防止医療費	
		本人分	子ども分		
【～H24. 3(予定)】 和解成立後から受給者証が交付されるまで		<p>医療機関での窓口負担が必要です。 請求書に医療機関が発行する明細書等を添付し、原則として年1回、翌年1月末までに支払基金に請求ください。</p>			
【H24. 4～(予定)】 受給者証交付後		<p>医療機関に受給者証(※)を提示することにより、窓口負担が不要になります。</p>			

(※) 受給者証は、和解成立後、支払基金に請求することにより、24年4月を目途に支払基金より交付されます。和解成立後、受給者証発行のため、給付金等支給請求書と合わせて受給者証交付請求書及び住民票などの添付書類を提出してください。受給者証交付請求書については、和解後に送付する資料に添付されています。

また、受給者証と合わせて、定期検査受診の記録を行うための定期検査受診票が交付されますので、受診時に受給者証と合わせて医療機関の窓口にご提示ください。

(受給者証及び定期検査受診票の様式については19ページの通りです。)

(定期検査手当の請求について)

定期検査手当については、受給者証が交付されるまでは、定期検査費と合わせて支払基金へ請求していただく必要がありますが、受給者証交付後は請求の手続は不要となり、支払基金にて定期検査の受診を確認後、指定の口座に振り込まれます。

<受給者証様式>

特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証

公費負担者番号						
公費負担者番号の変更者番号						
受給者	住所					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
発行者名称	社会保険料被替支払基金運営委員会					
年月日						

<定期検査受診票様式>

定期検査受診票

定期検査	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
受診回数	回	回	回	回
②血液検査(腹部エコー)	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
受診回数	回	回	回	回
③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
受診回数	回	回	回	回

※ 諸費用において、算出する額を受給者負担、医療機関も亦窓口負担(たなづ)にて、ご本人に負担して下さい。
※ 通常の検査を複数回実施する場合は、それぞれの検査に記載して下さい。
※ この場合は、年1月～12月(1年間)を標準として算入して下さい。

■ 医療機関の皆さまへ

24年4月以降に医療機関の窓口で上記受給者証が提示された場合には、P18の図の通り、P16の1. (1) の定期検査費及びP17の2の母子感染防止医療費のうち母親の血液検査に係る費用については、窓口で受診者からの費用徴収は行わず、診療報酬の請求と合わせて受診者の自己負担分を支払基金又は国民健康保険連合会へ請求いただくこととなりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、定期検査を実施した場合には、受給者証と合わせて交付される「定期検査受診票」に、受診年月日、医療機関名の欄にご記入いただき、受診された方にお渡しいただきますようお願いいたします。

※ 定期検査費用は、上限回数を超えて受診した場合は支払われませんので、上限回数を超えて受診した場合は、自己負担分を医療機関窓口で徴収していただく必要があります。このため、医療機関の窓口で受診の回数を確認する必要がありますので、必ずご記入いただきますようお願いいたします。